

「おおつほっとネット」事業 (大津市地域生活支援拠点事業) について



大津市福祉部障害福祉課
障害福祉係長 大浦 周子

- I 地域生活支援拠点とは
- II 大津市における地域生活支援拠点事業の経過
- III 「おおつほっとネット」とは
- IV 令和5年度新規事業「おおつほっとネット」事業
- V 「おおつほっとネット」事業全体イメージ



地域生活支援拠点ってなに？

(平成18年に厚生労働省から示された
「障害者等の生活を地域全体で支えるシステム」)

障害のある人が

住み慣れた地域で暮らし続けることができる

入所施設や病院からの地域移行を進めることができる

・・・そのための支援の仕組み

- 地域生活支援拠点の5つの機能
- ①相談機能
 - ②緊急時の受入れ・対応機能
 - ③体験の機会・場の提供機能
 - ④専門的人材の確保・養成機能
 - ⑤地域の体制づくり機能

Ⅱ 大津市における 地域生活支援拠点事業の経過

大津市では全国的な「地域生活支援拠点」以前から
同等の対応を実施

平成12年 やまびこ総合支援センター設置
生活支援センターを社会福祉法人びわこ学園に委託
①24時間365日対応の相談体制を整備
②緊急時受入れ・対応を行う夜間一時保護（ナイトケア）事業を実施

→国が提唱した仕組みを使い、従来の取り組みを
「地域生活支援拠点等の面的整備」として位置づけ

令和2年4月1日 大津市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱制定
（既存の障害福祉サービス事業所が緊急対応等を行う際の
報酬加算を算定できるようにするための事業所登録にかかる要綱）

令和5年4月1日現在 9事業所が登録
9事業所の担う機能を合わせると5つのすべての機能を整備済み

Ⅲ 「おおつほっとネット」とは

大津市の地域生活支援拠点の取り組み



複数の事業所の連携による
面的な体制での整備

愛称
「おおつほっとネット」

IV 令和5年度新規事業 「おおつほっとネット」事業

- (1) 地域生活支援拠点居室確保事業 (対象：18歳以上)
緊急時において、場を提供した法人に委託料を支出
(既存の短期入所事業等に対応できない場合に限る)
- (2) 地域生活支援拠点支援員派遣事業 (対象：18歳以上)
緊急時において、支援員を派遣した法人に委託料を支出
(既存の居宅介護事業等に対応できない場合に限る)
- (3) 地域生活支援拠点コーディネーター設置事業
緊急対応体制整備等を行う相談員を相談支援機能強化事業所に設置
- (4) (仮) 強度行動障害者短期入所受入特別支援事業
難治性の強度行動障害により地域での生活が困難となっている方
について、3ヶ月程度の期間を設けて、集中的にアセスメントや
コンサルティングを行う

(1) 地域生活支援拠点居室確保事業 愛称「おおつほっとネット」お泊り事業

たとえば・・・

高齢の父と自宅で二人暮らしのAさん
普段は生活介護事業所に通所
身の回りの支援は父が一人で担ってきた
短期入所は利用したことがない

→父が持病悪化で緊急入院することになり、
Aさん本人が自宅で一人になってしまう

- ・短期入所やナイトケアに空きがない
- ・短期入所等を利用したことがなく新規場面で不安定になる



いつも通所している生活介護事業所の休憩室なら泊まれるかも？

→ **地域生活支援拠点居室確保事業**

(1) 地域生活支援拠点居室確保事業 愛称「おおつほっとネット」お泊り事業

- 緊急一時的な宿泊
- 入所施設または精神科病院等から
地域生活に向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保
※障害福祉サービス対象外となる場合に限る（障害福祉課が判断）

<要領抜粋>

- 18歳以上が対象
※児童についての緊急対応は、児童相談所の権限で対応される。既に実施されているやまびこ内でのナイトケア事業等での対応は相談可能
- 居室は、寝食を行うのに適当な場所であれば、必ずしも短期入所の指定を受けた居室に限らない
- 原則として1回の利用につき7日以内
- 担当の計画相談支援事業所が調整
- 委託料単価日額
 - ①障害支援区分4～6、身障手帳1級、療育手帳A、精神手帳1級：9,571円
 - ②①以外：6,031円
- 利用者負担 1割（非課税の場合は無料）



(2) 地域生活支援拠点支援員派遣事業 愛称「おおつほっとネット」お助け事業

たとえば・・・

高齢の母と自宅で二人暮らしのBさん
普段は日中一時支援事業を利用
自宅で一人で過ごすことはできる
家事はほぼ母が担ってきた

→母が手術で緊急入院することになり、
Bさん本人が自宅で一人になってしまう
自宅で過ごせるが、家事援助や声かけが必要

- ・急過ぎて、ヘルパーの手配が出来ない
- ・慣れた人以外の訪問、関わりが大変苦手



顔見知りの日中一時支援事業所の職員の支援なら受け入れられるかも？

→ **地域生活支援拠点支援員派遣事業**

(2) 地域生活支援拠点支援員派遣事業 愛称「おおつほっとネット」お助け事業

●緊急時において、支援員を派遣

※障害福祉サービス対象外となる場合に限る（障害福祉課が判断）

＜要領抜粋＞

- ・18歳以上が対象

※児童についての緊急対応は、児童相談所の権限で対応される。既に実施されているやまびこ内でのナイトケア事業等での対応は相談可能

- ・原則として1回の利用につき24時間以内
- ・担当の計画相談支援事業所が調整
- ・委託料（30分未満切り捨て、30分以上切り上げ）
- ・利用者負担 1割（非課税の場合は無料）

6時～20時 2,000円/時間

20時～6時 2,300円/時間

下記の場合は2,000円加算

①医療的ケアを実施するとき

②重症心身障害又は行動障害等のため2人体制で支援を行うとき

支援員旅費 1名1日あたり上限1,300円

- ・利用者負担1割（支援員旅費を除く。非課税の場合は無料）

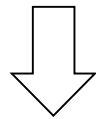


(1) (2) の事業を実施するにあたって ～緊急時の動き～



利用者（保護者）

緊急時は まず担当の計画相談支援事業所へ相談



相談支援専門員



①保護者や普段利用しているサービス事業所等の支援者と連携し
必要な支援内容を確認

②サービスが使えないか連絡調整

優先：短期入所・居宅介護等障害福祉サービス

難しい場合はやまびこ総合支援センターのナイトケア事業等も検討

③他のサービスは使えないが、普段利用の事業所等が
一時的に協力が可能と申し出てくれた場合

→障害福祉課障害福祉係に

「おおつほっとネット」事業の利用について相談

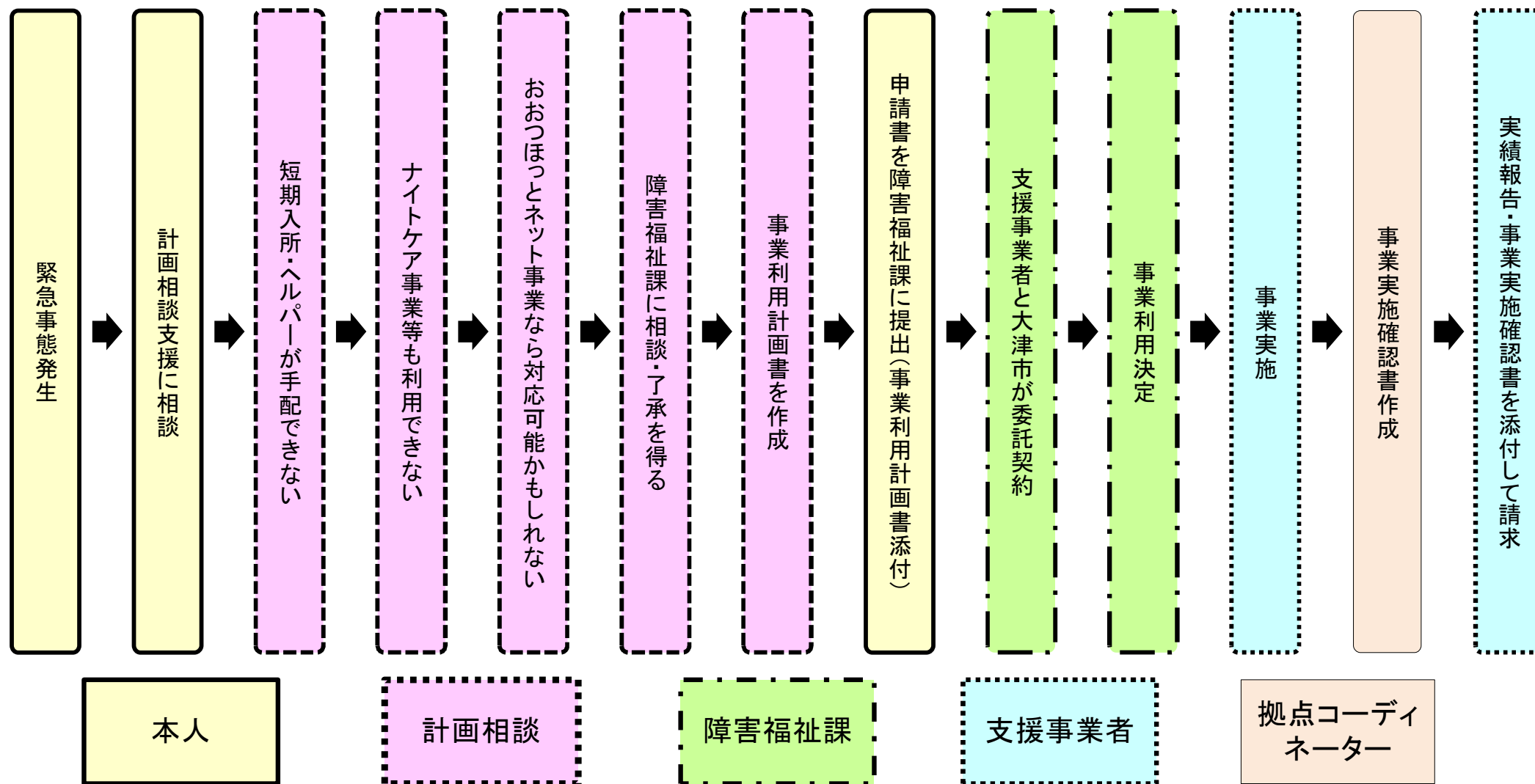
電話：077-528-2726（障害福祉係直通）

（夜間・休日は077-523-1234（代表）から障害福祉課職員へ）



⇒ 「おおつほっとネット」支援事業の利用

(1) (2) の事業を実施するにあたって ～緊急時手続きの流れ～



(1) (2) の事業を実施するにあたって ～支援の輪を広げる～

大津市で地域生活支援拠点の登録事業所は9事業所のみ

登録のためには、運営規程を変更し事前登録が必要（障害福祉サービスの拠点加算が取れる）

→ 障害者等の生活を地域全体で支えるシステムには
普段関わりのある身近な支援者の協力が必要

→ 緊急時において一時的に
「おおつほっとネット」事業に協力できる事業所
「拠点協力事業所」との連携

事前登録不要（障害福祉サービスの拠点加算は取れない）
協力内容・実績に応じて委託料支払い



(3) 地域生活支援拠点コーディネーター設置事業

愛称「おおつほっとネット」コーディネーター

Otsu City Lake Biwa

- 緊急時にできるだけ慌てずに済む「備え」の検討
- 長期入院や入所からの地域生活移行についての課題検討

→ 地域生活支援拠点コーディネーター設置事業

4か所の障害者相談支援機能強化事業所に設置

※障害者相談支援機能強化事業所

・・・大津市の基幹相談支援センターの面的な体制整備（4か所）

やまびこ総合支援センター内生活支援センター（びわこ学園）

精神障害者地域生活支援センターオアシスの郷（藤樹会）

障がい児者相談センターみゅう（しが夢翔会）

地域生活サポートセンターじゅい（りあん）

- ・ 緊急時における支援が見込めない世帯を事前に把握
- ・ 計画相談支援事業所への後方支援（緊急時対応マニュアル作成への助言等）
- ・ 連携により常時の連絡体制を整備
- ・ 居室確保事業、支援員派遣事業の実施確認書作成を通じて課題を分析
- ・ 障害のある人が一般アパート等が借りづらい課題への対応を検討（従来の居住サポート事業を集約）
- ・ 地域移行を支援（従来の精神障害者退院促進支援事業を集約）
- ・ 自立支援協議会にて事業の実績を報告 他



(4) (仮称) 強度行動障害者 短期入所受入特別支援事業

難治性の強度行動障害により地域での生活が困難となっている方について
専門的・集中的なアセスメント、コンサルテーションが必要

→ (仮称) 強度行動障害者短期入所受入特別支援事業

3ヶ月程度の期間を設けて

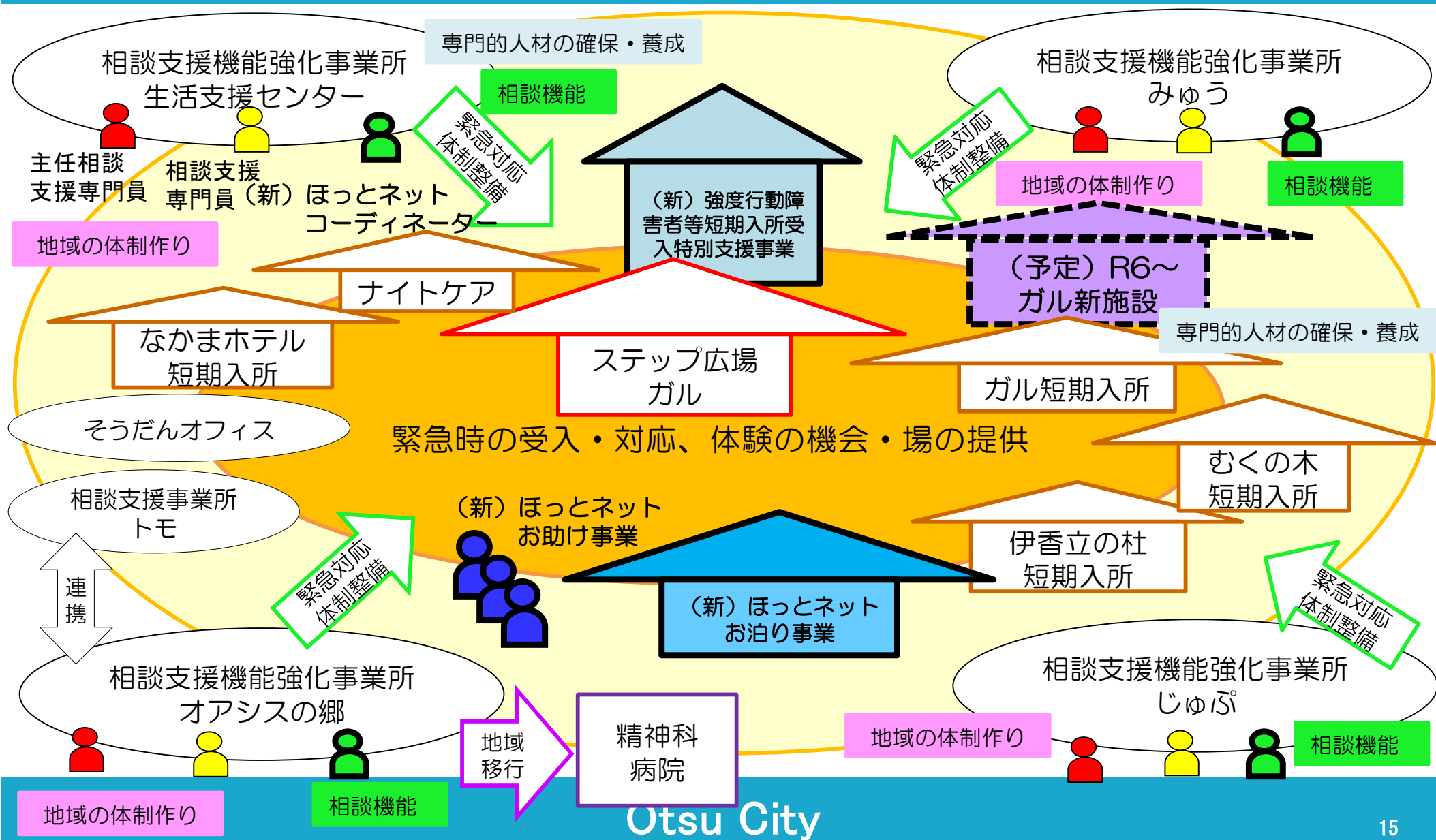
集中的にアセスメントやコンサルティングを行う

※当初構想では、短期入所施設環境や人員体制等、
特別な受入体制の整備を行い一時的な生活の場を確保する
委託事業として設計したが、他自治体の先行事例等を研究中

→ 令和5年度下半期にモデル的に開始
できるよう自立支援協議会で協議中



V 「おおつほっとネット」事業 全体イメージ



障害のある人が
住み慣れた地域で暮らし続けられる
入所施設や病院からの地域移行を進められる
支援の仕組み

「おおつほっとネット」 に

多くの皆さまのご協力をお願いいたします

よろしく申し上げます

大津市HP
(拠点登録に関する説明)

